

# 重要事項説明書

(四国電力管内)

本書は、電気事業法第2条の13および電気事業法施行規則第3条の12および第3条の13に基づき、お客様とジャストエネルギージャパン合同会社（以下「当社」）の電気需給契約の概要を説明するものです。

2019年10月1日実施

## <小売電気事業者>

■ジャストエネルギージャパン合同会社（東京都港区高輪2-14-17グレイス高輪ビル502号室・資源エネルギー庁登録小売電気事業者番号A0405）が小売電気事業者としてお客様に電気の供給を行います。

■お問い合わせはジャストエネルギージャパン合同会社カスタマーセンター（下記参照）で承ります。

## <お申し込み方法>

■当社所定の申込書またはインターネット申込画面に必要事項を記載のうえ、提出していただきます。

## <電気料金メニュー>

■お客様の契約いただける電気料金メニューは下の通りです。

- (1)料金単価には消費税相当額を含みます。
- (2)離島は対象外といたします。
- (3)燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は価格表に含まれておりません。
- (4)燃料費調整額は旧一般電気事業者と同額のものをお支払いいただけます。
- (5)再生可能エネルギー発電促進賦課金を別途お支払いいただけます。

## JEプライトプラン

### 基本料金

本プランについて基本料金はありますが定額料金があります。

### 電力量料金

電力量料金は、その月の使用電力量によって算定いたします。

	税込金額
最初の11キロワット時まで（定額）	<b>329円12銭</b>
11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<b>20円26銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<b>25円61銭</b>
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	<b>27円50銭</b>

## JEスマートプラン

### 基本料金

契約容量	税込金額
1kVAにつき	<b>187円00銭</b>

### 電力量料金

電力量料金は、その月の使用電力量によって算定いたします。

	税込金額
1キロワット時につき	<b>23円42銭</b>

## JEパワープラン

主に商店、事務所、飲食店、工場等に必要な動力プランです。

(1)動力を使用する需要で、お客様のニーズに合わせてご提供いたします。

(2)詳細につきましてはお客様それぞれの個別の電力需要にあわせ、お客様と当社の協議によって定めます。

(3)ただし他社から切り替えられる場合、本プランの契約電力は、従前のご契約の終了時点の契約電力の値を引き継ぐものといたします。

(4)電力料金は個別条件記載の基本料金及び電力量料金単価にて計算されます。

## JEフレックスプラン

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。詳細はご加入になられたプランによって変わります。（別途解説書をご参照ください）

(1)低圧需要に該当し、契約電力が原則として50kW未満であること。

(2)1需要場所において電灯プラン（あるいは相当するプラン）とあわせて契約する場合は、最大需要容量、契約容量または契約電流と契約電力との合計が50kW未満であること。

(3)従前のご契約種別が「実量制」の場合、契約電力の値は当月を含む過去1年間の各月の最大需要電力のうち最も大きい値、または、契約主開閉器の定格電流にもとつき算定された値といたしますが、定めがたい場合はお客様と当社の協議によって定めます。

(4)基本料金単価及び、電力量料金単価は解説書等の個別条件記載の料金単価とします。

## <電気料金の算出方法>

■月々の電気料金は、契約電流（アンペア）、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金と燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

■電気料金＝基本料金（税込）＋電力量料金単価（税込）×ご使用量±燃料費調整単価（税込）×ご使用量＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込）×ご使用量

## <供給開始の予定年月日>

■申込書に記載していただいた日、または別途お客様と当社との間の協議にて合意した日とします。引越しなどを理由として新たに需要場所で電気の使用を開始したお客様が、当社または他の小売電気事業者との電気需給契約の締結前に電気の使用を開始されていた場合の供給開始日については、お客様が実際に電気の使用を開始した日とします。

## <契約の成立・ご契約期間>

■本需給契約は、お客様の申込みを当社が承諾したときに成立します。

■ご契約期間はおお客様の申込日から1年間といたします。

■本紙に記載されたプランをご契約されたお客様につきましては、契約期間満了日の15日前までにお客様からお申し出がない場合は契約期間満了後新しい契約種別・電気料金で適用されるものとします。その際需給状況に変更がある場合は当社からお知らせします。

■契約期間満了後は通常約款に基づきプライトプランまたはスマートプランが適用になります。新しい金額については、別途、当社ホームページへの掲載等でお知らせします。

## <契約電力、契約電流または契約容量>

■契約電力、契約電流または契約容量は、需要場所における旧事業者との契約値または既設ブレーカー容量と同じ値とします。当社への契約申込と同時に、契約電力、契約電流または契約容量を変更することはできません。契約電力、契約電流または契約容量を変更される場合は、当社との契約締結後から変更のお申込みが可能です。

■契約電力は、他社から切り替える場合、従前のご契約の終了時点の契約電力の値とします。なお、従前のご契約種別が「実量制」である場合は、当月を含む過去1年間の各月の最大需要電力のうち最も大きい値となります。ただし、主開閉器により契約電力を定める場合、当社の判断により実量制に変更する場合がございます。当社が提供する電気は原則として50kW未満となります。

## <解約金について>

■お客様のお申し出により契約期間内に解約になった場合でも、違約金等のお支払いは発生いたしません。

## <工事に関する費用の負担に関する事項・その他費用負担>

■お客様は、当社がお客様に電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電事業者から求められた場合、その費用について、お客様に当社の指定する方法により支払っていただきます。詳細は、電気需給約款第37条、第41条、第42条をご参照ください。また、変成器の2次配線等の特に必要最低限以上の費用を要するものについての取付費用がお客様の負担となる場合がございます。詳細は、電気需給約款第41条をご参照ください。

■電気の使用が、他のお客様の電気の使用を妨害またはそのおそれがある場合、必要な調整または保護装置を需要場所に設置していただく費用につき、お客様の負担となります。

## <供給電圧および周波数>

■100Vまたは200V、標準50Hz（北海道、東北、東京電力管内）、60Hz（その他地域）

## <スマートメーターについて>

■ご契約いただくにあたり、必要に応じてお客様の電気メーターを記録形電力量計（スマートメーター）に取り替える作業が発生します。

■工事は、お客様最寄りの電力会社から委託を受けた工事が実施します。お客様に費用はかかりません。

■電力会社によっては、交換により停電が発生する場合がありますが、その場合は事前に地域の電力会社からお客さまに連絡があります。

#### <供給電力および供給電力量の計測方法ならびに料金調定の方法>

■一般送配電事業者設置の記録型電力量計(スマートメーター)により計量します。また、料金の算定期間は1月とし、計量された供給電力量を使用して、お客さまの契約種別に従い当社にて料金を計算いたします。ただし、電気の供給を開始した月もしくは電気需給契約を終了した月または契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、電気需給約款第18条に従い、日割計算いたします。

#### <電気料金のお支払い方法>

■口座振替、またはコンビニエンスストアでのお支払いがご利用いただけます。  
 ■ただし、事務手続きの関係上、初回のご請求のみすべてのお客様がコンビニエンスストアでのお支払いのお取扱いとなりますのでご了承ください(手続き上、2回目以降も同じお支払い方法になる場合がございます)。その後の請求書を印刷物で受け取られる場合、1請求毎に200円(税込)の発行料が別途かかります。  
 ■メールで受信される場合(eビリング)は無料ですが、画像を見ることができるスマートフォンもしくはパソコンが必要です。

#### <需給開始日>

■需給開始日は、原則として申込書に記入した日および検針日を元に当社が定める日となります。

#### <契約変更・解約について>

■ご契約内容の変更または転居による解除をご希望される場合、当社カスタマーセンターへご連絡をお願いいたします。  
 ■他の小売電気事業者への切り替えによる解約の場合は、当社へのご連絡の必要はありません。

#### <当社からの契約の解約について>

■お客さまが料金支払義務発生日から30日経過してなお料金が支払われない、その他電気需給約款第37条に定める解除事由が生じた場合、当社は事前に書面にて通知の上契約を解約することがあります。

#### <電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い>

■お客さまへの電気需給にあたり、以下の事項ならびに託送供給約款に規定された、電気を使用するお客さまが遵守すべき事項を順守していただきます。  
 (1)一般送配電事業者の供給設備の故障、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認められた場合には一般送配電事業者へ通知すること。  
 (2)電気工作物の改修や検針、保安上必要な場合において、当社または送配電事業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由がない限り承諾すること。

(3)お客さまに電気を供給するために必要な設備を施設する場所を無償で提供すること。

(4)電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担に必要な調整または保護装置を需要場所に施設していただくこと。

#### <その他>

■本紙に記載がない事項については、当社が定める電気需給約款によります。当社ホームページからご確認ください。

■当社が電気需給約款他、お客さまの需給契約に影響がある変更を実施した場合には、当社ホームページへの掲載等でお知らせします。

#### <クーリング・オフに関するお知らせ>

1. 特定商取引法にもとづき、お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、契約書面を当社受付窓口に送付いただいた日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。

#### 2. この場合:

- (1)お客さまは損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
- (2)すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。
- (3)お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。
- (4)お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。

3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

4. クーリング・オフを行う場合は、大変お手数ですが、はがきに必要事項をご記入のうえ、当社へご郵送ください。

(イラスト参照)

#### <クーリング・オフ通知 送付先>

〒108-0074

東京都港区高輪 2-14-17

グレイス高輪ビル 502 号室

ジャストエネルギージャパン合同会社

クーリング・オフ受付窓口

年 月 日
クーリング・オフ通知
以下の申込を撤回します
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 申込日</li> <li>■ 契約者氏名</li> <li>■ 住所</li> <li>■ 申込プラン名</li> <li>■ 現在の電力会社のお客様番号</li> </ul>

110610

ジャストエネルギージャパン  
クーリング・オフ受付窓口 合同会社

000000



# 重要事項説明書

## JEフレックス四国B2019 情熱の夏プラン/JEフレックス四国S2019 情熱の夏プラン

本書は、電気事業法第2条の13および電気事業法施行規則第3条の12および第3条の13に基づき、お客様とジャストエネルギージャパン合同会社（以下「当社」）の電気需給契約の概要を説明するものです。

### <小売電気事業者>

■ジャストエネルギージャパン合同会社(東京都港区高輪2-14-17グレイス高輪ビル502号室:資源エネルギー庁登録小売電気事業者番号A0405)が小売電気事業者としてお客さまに電気の供給を行います。

■お問い合わせはジャストエネルギージャパン合同会社カスタマーセンター(下記参照)で承ります。

### <お申し込み方法>

■当社所定の申込書またはインターネット申込画面に必要事項を記載のうえ、提出していただきます。

### <電気料金メニュー>

■お客さまの契約いただける電気料金メニューは下の通りです。

- (1)料金単価には消費税相当額を含みます。
- (2)離島は対象外といたします。
- (3)燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金は価格表に含まれておりません。
- (4)燃料費調整額は旧一般電気事業者と同額のものをお支払いいただきます。
- (5)再生可能エネルギー発電促進賦課金を別途お支払いいただきます。

### JEフレックス四国B2019 情熱の夏プラン

(四国電力従量電灯Aのお客様向け)

### 基本料金

最初の11キロワット時まで(定額) **0円00銭**

### 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

11キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	<b>23円88銭</b>
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	<b>23円88銭</b>
300キロワット時をこえキロワット時までの1キロワット時につき	<b>23円88銭</b>

### JEフレックス四国S2019 情熱の夏プラン

(四国電力従量電灯Bのお客様向け)

### 基本料金

基本料金は、1ヶ月につき契約容量によって算定いたします。

契約容量 1キロボルトアンペアにつき **79円00銭**

### 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき **23円30銭**

### <電気料金の算出方法>

■月々の電気料金は、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、ご使用量に応じて決まる「電力量料金」の合計に、再生可能エネルギー発電促進賦課金と燃料費調整額を加えたものといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

■電気料金＝基本料金(税込)＋電力量料金単価(税込)×ご使用量±燃料費調整単価(税込)×ご使用量＋再生可能エネルギー発電促進賦課金単価(税込)×ご使用量

### <供給開始の予定年月日>

■申込書に記載していただいた日、または別途お客さまと当社との間の協議にて合意した日とします。引越などを理由として新たに需要場所で電気の使用を開始したお客さまが、当社または他の小売電気事業者との電気需給契約の締結前に電気の使用を開始されていた場合の供給開始日については、お客さまが実際に電気の使用を開始した日とします。

### <契約の成立・ご契約期間>

- 本需給契約は、お客さまの申込みを当社が承諾したときに成立します。
- ご契約期間はお客様の申込日から1年間といたします。

■本紙に記載されたプランをご契約されたお客様につきましては、契約期間満了日の15日前までにお客さまからお申し出がない場合は契約期間満了後新しい契約種別・電気料金で適用されるものとします。その際需給状況に変更がある場合は当社からお知らせします。

■契約期間満了後は通常約款に基づきブライプランまたはスマートプランが適用になります。新しい金額については、別途、当社ホームページへの掲載等でお知らせします。

### <解約金について>

■本紙記載の本プランは1年間の継続利用を条件といたします。1年に満たず解約される場合、以下の通り解約金が発生します。

- ・ JEフレックス四国B2019 情熱の夏プラン: 3,000円
- ・ JEフレックス四国S2019 情熱の夏プラン: 10,000円

### <工事に関する費用の負担に関する事項・その他費用負担>

■お客さまは、当社がお客さまに電気を供給するために必要な工事に係る費用の負担を一般送配電気事業者から求められた場合、その費用について、お客さまに当社の指定する方法により支払っていただきます。詳細は、電気需給約款第37条、第41条、第42条をご参照ください。また、変成器の2次配線等の特に必要最低限以上の費用を要するものについての取付費用がお客様の負担となることがあります。詳細は、電気需給約款第41条をご参照ください。

■電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害またはそのおそれがある場合、必要な調整または保護装置を需要場所に設置していただく費用につき、お客さまの負担となります。

■前記のほか、お客さまは、電気料金の支払が遅延した場合、年10%の延滞利息をご負担いただくほか、お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電気事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合等においては、賠償義務が生じることがあります。

### <契約電力、契約電流または契約容量>

■契約電力、契約電流または契約容量は、需要場所における旧事業者との契約値または既設ブレーカー容量と同じ値とします。当社への契約申込と同時に、契約電力、契約電流または契約容量を変更することはできません。契約電力、契約電流または契約容量を変更される場合は、当社との契約締結後から変更のお申込みが可能です。

■契約電力は、他社から切り替える場合、従前のご契約の終了時点の契約電力の値とします。なお、従前のご契約種別が「実量制」である場合は、当月を含む過去1年間の各月の最大需要電力のうち最も大きい値となります。ただし、主閉閉器により契約電力を定める場合、当社の判断により実量制に変更する場合がございます。当社が提供する電気は原則として50kW未満となります。

### <供給電圧および周波数>

■100Vまたは200V、標準50Hz(北海道、東北、東京電力管内)、60Hz(その他地域)

### <スマートメーターについて>

- ご契約いただくにあたり、必要に応じてお客さまの電気メーターを記録形電力量計(スマートメーター)に取り替える作業が発生します。
- 工事は、お客様最寄りの電力会社から委託を受けた工事が実施します。お客様に費用はかかりません。
- 電力会社によっては、交換により停電が発生する場合がありますが、その場合は事前に地域の電力会社からお客さまに連絡があります。

### <供給電力および供給電力量の計測方法ならびに料金調定の方法>

■一般送配電気事業者設置の記録型電力量計(スマートメーター)により計量します。また、料金の算定期間は1月とし、計量された供給電力量を使用して、お客さまの契約種別に従い当社にて料金を計算いたします。ただし、電気の供給を開始した月もしくは電気需給契約を終了した月または契約電流等の変更により料金に変更があった場合は、電気需給約款第18条に従い、日割計算いたします。

### <電気料金のお支払い方法>

- 口座振替、またはコンビニエンスストアでのお支払がご利用いただけます。
- ただし、事務手続きの関係上、初回のご請求のみすべてのお客様がコンビニエンスストアでのお支払いのお取扱いとなりますのでご了承ください(手続き上、2回目以降も同じお支払い方法になる場合がございます)。その後の請求書を印刷物で受け取られる場合、1請求毎に200円(税込)の発行料が別途かかります。
- メールで受信される場合(eビリング)は無料ですが、画像を見ることができるスマートフォンもしくはパソコンが必要です。

#### <需給開始日>

■ 需給開始日は、原則として申込書に記入した日および検針日を元に当社が定める日となります。

#### <契約変更・解約について>

■ ご契約内容の変更または転居による解除をご希望される場合、当社カスタマーセンターへご連絡をお願いいたします。

■ 他の小売電気事業者への切り替えによる解約の場合は、当社へのご連絡の必要はありません。

#### <当社からの契約の解約について>

■ お客さまが料金支払義務発生日から30日経過してなお料金が支払われない、その他電気需給約款第37条に定める解除事由が生じた場合、当社は事前に書面にて通知の上契約を解約することがあります。

#### <電気の需給に関するお客さまのご協力のお願い>

■ お客さまへの電気需給にあたり、以下の事項ならびに託送供給等約款に規定された、電気を使用するお客さまが遵守すべき事項を順守していただきます。

(1) 一般送配電事業者の供給設備の故障、またはお客さまの設備の故障や火災などにより、一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合には一般送配電事業者に通知すること。

(2) 電気工作物の改修や検針、保安上必要な場合において、当社または送配電事業者が敷地内に立ち入らせていただくことについて、正当な理由がない限り承諾すること。

(3) お客さまに電気を供給するために必要な設備を施設する場所を無償で提供すること。

(4) 電気の使用が、一定の原因により他のお客さまの電気の使用を妨害、またはそのおそれがある場合、お客さまの負担に必要な調整または保護装置を需要場所に施設していただくこと。

#### <その他>

■ 本紙に記載がない事項については、当社が定める電気需給約款によります。当社ホームページからご確認ください。

■ 当社が電気需給約款他、お客さまの需給契約に影響がある変更を実施した場合には、当社ホームページへの掲載等でお知らせします。

#### <クーリング・オフに関するお知らせ>

1. 特定商取引法にもとづき、お客さまが訪問販売または電話勧誘販売で契約された場合、契約書面を当社受付窓口に送付いただいた日を含めて8日を経過するまでは、書面により無条件で申し込みの撤回または契約の解除を行うこと(以下「クーリング・オフ」といいます。)ができ、その効力はお客さまが書面を発信した時(郵便消印日付など)から発生します。

2. この場合:

(1) お客さまは損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。

(2) すでに引渡された商品の引取り費用は当社が負担します。

(3) お客さまがすでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

(4) お客さまには電気を使用して得られた利益に相当する金銭の支払い義務はありません。

3. 上記クーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより、お客さまが誤認し、または当社が威迫したことにより、お客さまが困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から、クーリング・オフ妨害の解消のための書面が交付された日を含めて8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

4. クーリング・オフを行う場合は、大変お手数ですが、はがきに必要事項をご記入のうえ、当社へご郵送ください。

(イラスト参照)

#### <クーリング・オフ通知 送付先>


〒108-0074

東京都港区高輪 2-14-17

グレイス高輪ビル 502号室

ジャストエネルギージャパン合同会社

クーリング・オフ受付窓口

 <p>ジャストエネルギージャパン クーリング・オフ受付窓口</p>	年 月 日
	クーリング・オフ通知
以下の申込を撤回します	
■ 申込日	
■ 契約者氏名	
■ 住所	
■ 申込プラン名	
■ 現在の電力会社の お客様番号	